

工事内容確認チェックシート(まちづくり融資(賃貸住宅))

申請者名:

印

工事監理者名:
(又は工事施工者)

印

(工事監理者がいない場合は、工事施工者が記名・押印してください。)

私は、竣工現場検査の申請に当たり以下の基準について適合していることを確認しました。

基準項目	該当工法					基準の概要 (基準の詳細は、機構の定める技術基準を確認してください。)	申請者 現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
	在 来 木 造	2 x 4	S 造	R C 造	丸 太 組			
構造						主要構造部を耐火構造とした住宅、準耐火構造(省令準耐火構造を含む)。又はまちづくり省令準耐火構造の住宅()であること(まちづくり省令準耐火構造の住宅は、平成2年4月30日以後の融資申込みの場合のみ適用可能)		
接道						原則として一般の交通の用に供する道に2m以上接していること		
住宅の規模						設計検査申請書に記載された住宅の1戸当たりの床面積のとおり施工していること		
住宅の規格						原則として2以上の居住室並びに炊事室、便所及び浴室があること		
断熱構造						断熱材の施工箇所、厚さ等が、基準に定められたとおりであること 繊維系断熱材等を使用した場合は、防湿措置を設けること		
土台						外壁に接する土台を木造とする場合は次の各号に適合していること 耐久性の高い樹種を使用するかK相当以上の防腐・防蟻処理を行うこと (北海道・青森県はK相当以上の防腐処理) 土台に接する外壁の下端には水切りを設けていること		
換気設備の設置						住宅の炊事室、浴室及び便所に次に掲げるいずれかの設備を設けること ア 機械換気設備 イ 換気のできる窓		
配管設備の点検						(一戸建て、連続建て又は重ね建ての場合) 炊事室に設置される給排水その他の配管設備(配電管・ガス管を除く)が仕上げ材等により隠されている場合には、配管設備を点検するために必要な開口又は掃除口による清掃を行うために必要な開口を仕上げ材等に設けること		
						(共同建ての場合) 給排水その他の配管設備(配電管を除く)で各戸で共有するものは、構造耐力上主要な部分である壁の内部に設けないこと		
区画						住宅相互間等の区画は、原則として耐火構造又は時間準耐火構造の界床・界壁で区画し、開口部には防火戸を設置していること		
床の遮音構造						次のいずれかに掲げる基準に適合していること ただし、サービス付き高齢者向け住宅(施設共用型)の場合を除く 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブにあっては、厚さ15mm以上であること 鉄筋コンクリート造のポイドスラブにあっては、等価厚さが2cm以上であること 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びポイドスラブ以外の床構造にあっては、重量衝撃音レベルが遮音等級L; Fmax r-65程度の遮音性能を有する構造であること 鉄筋コンクリート造の均質単板スラブ及びポイドスラブ以外の床構造にあっては、評価方法基準8-1の(3)の口のd(相当スラブ厚さが1cm以上)に適合するものであること 評価方法基準8-1の(3)のイのdに掲げる条件を満たす場合において、同表の表3に掲げる床仕上げ構造の重量床衝撃音レベル低減量(以下「L」といいます。)に応じ、等級換算スラブ厚が次に掲げる値以上であるもの。 ア Lが+5dBの場合 同表の(イ)の項に掲げる等級のうち3の欄に掲げる値 イ Lが0dB又は-5dBの場合 同表の(イ)の項に掲げる等級のうち2の欄に掲げる値		

まちづくり省令準耐火構造の住宅の場合の追加基準

基準項目	基準の概要(木造軸組工法又は枠組壁工法を用いる住宅の場合)	申請者 現場 確認欄 <input checked="" type="checkbox"/>	備考
戸建型式	重ね建て及び共同建てでないこと(一戸建てまたは連続建てであること)		
耐久性 基準	基礎の高さ	地面から基礎上端まで又は地面から土台下端までの高さが40cm以上であること	
	小屋裏換気	次のいずれかに適合すること ア 独立した小屋裏ごとに2か所以上の換気孔を設け、換気孔の有効面積の天井面積に対する割合は、所定の割合以上であること イ 所定の屋根断熱工法であること	
	床下換気	次のいずれかに適合すること ア 外壁の床下部分に壁の長さ4m以内ごとに有効面積300cm ² 以上の換気孔を設置 イ 外壁の全周にわたって外壁の長さ1m当たり有効面積75cm ² 以上の換気孔を設置 ウ 所定の基礎断熱工法であること	
	床下防湿	床下の防湿性能は以下のいずれかであること ア 厚さ60mm以上のコンクリートで覆ったもの イ 厚さ0.1mm以上の防湿フィルムで覆ったもの ウ ア、イと同等の防湿性能をもつもの	
	木部の防腐・防蟻措置	外壁の軸組等のうち地面からの高さ1m以内の部分に次のいずれかの措置を講じていること ア JAS耐久性区分D1による製材又は集成材等の使用 イ 防腐・防蟻処理材(北海道・青森県は防腐材)の使用 ウ 柱を直接外気に接する構造(真壁造)とし、軒の出90cm以上 エ 柱に接続する外壁に通気層の設置 オ 断面寸法12cm角以上の製材又は集成材等の使用	
	基礎内周部の地盤の防蟻措置	基礎の内周部の地盤は、次のいずれかの防蟻措置を講じていること(北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県を除く) ア 鉄筋コンクリート造のべた基礎による被覆 イ 基礎と鉄筋により一体となって地盤上に一様に打設されたコンクリートによる被覆 ウ 有効な土壌処理	
浴室等の防水措置	浴室及び脱衣室の軸組等及び床組並びに浴室の天井は、防水上有効な仕上げが施されていること		